

鳥取県福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第16号

鳥取県福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉事務所設置条例（昭和30年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(名称、位置及び所管区域) 第2条 略			(名称、位置及び所管区域) 第2条 略		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
2 <u>前項の規定にかかわらず、児童福祉に関する事務</u> <u>に関しては、日野郡日野町は、鳥取県西部福祉事務</u> <u>所の所管区域とする。</u>					
名 称	位 置	所管区域	名 称	位 置	所管区域
鳥取県中部 福祉事務所	倉吉市	東伯郡三朝町	鳥取県東部 福祉事務所	鳥取市	八頭郡若桜町及び八頭町
鳥取県西部 福祉事務所	米子市	西伯郡大山町	鳥取県中部 福祉事務所	倉吉市	東伯郡三朝町及び琴浦町
			鳥取県西部 福祉事務所	米子市	西伯郡大山町
			鳥取県日野 福祉事務所	日野郡日野 町	日野郡日野町

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。